旅費の精算事務の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 布施北高等学校 | 　旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、未精算のものが２件あった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 旅費支給日 |
| Ａ | 鹿児島県及び宮崎県 | 令和４年10月４日から同月５日まで | （注）780円 | 令和４年12月６日 |
| Ｂ | 鹿児島県及び宮崎県 | 令和４年10月４日から同月５日まで | （注）780円 | 令和４年12月６日 |

（注）旅費支給額は自宅から新大阪駅までの往復交通費新大阪駅から目的地までの往復の旅費（宿泊料を含む。）は別途支出 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底し、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年10月26日）